

1 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>○ 農業、林業、漁業における詳細分類の設定の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 品目の重要度は国や地域によって異なるので、国際分類の粒度にこだわって分類数を抑制する必要はないのではないか。区分できるのであれば、飼料用・かまぼこ用など用途で区分できるとよい。 ● 金額で基準を設けると、生産額の増減による影響を受けるため、数量を基準とすることも考えられる。数量であれば変動が小さい可能性がある。他の統計分類において金額を分類項目の設定基準として採用している例はあるか。 <p>→ JSIC では直近上位分類の1割以上という量の基準を設けている。一方このような整理については、農林水産業などで詳細な分類となる一方、近年成長著しいサービス業などで粗い分類になってしまうといった問題もあるため、生産物分類としては、金額だけでなく、用途や産出先の違いによりさらに区分できる余地がないか検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 針葉樹にも建材以外の用途はないのか。例えば、パルプに使われる樹種などを区分できないか。 ● もう一つの視点として、SUT の両面、すなわち供給表に加えて、使用表の推計を行う上で、分類を細かく分けることが必要かつ可能か否かを考慮すべきと考える。 	<p>○ ご指摘を踏まえ、産出額を基準として分類数を抑制することはせずに、今回検討のベースとした生産農業所得統計、林業産出額統計及び漁業産出額統計において、産出額推計の対象となっている品目については、生産額の多寡にかかわらず、原則、詳細分類として設定することとする。</p> <p>なお、魚介類について、天然と養殖の詳細分類の粒度を可能な範囲で合わせるため、原則として、最も詳細な魚種名の一つ上のレベルに「〇〇類」というカテゴリーが設定されている場合は、それを詳細分類として設定することとする。</p> <p>また、主に輸入されており、国内での生産が僅少又は皆無で生産農業所得統計等で品目として設定されていない農林水産物については、貿易統計に掲載されているものについて、HS コード6桁レベルで詳細分類を設定することとする。</p> <p>○ 木材統計によると、針葉樹の主な用途は製材・合板などの建材用であるが、一部はパルプ等の原料となる木材チップの原料となっている。一方で、広葉樹はもっぱら木材チップの原料として利用されている。生産段階で素材の用途を特定することはできないが、樹種によってある程度用途を特定することは可能であるため、木材については、林業産出額で産出額推計の対象となる樹種別に分類を設定することとする。</p> <p>○ SUT の使用表推計の視点については、使用表推計の基礎資料の一つとなる投入調査では、例えばレストランなどの投入額は原材料別ではなく「食材費」などの大括りな単位でなければ把握できないというのが実情である。</p> <p>なお、SUT における農林水産物の中間投入額の推計に資するため、家計調査の分類やCOICOP と生産物分類の対応表の作成についても、必要に応じて検討することとする。</p>
2	<p>○ 天然きのこと栽培きのこ、魚介類の天然と養殖の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 養殖の魚は遺伝子操作などの技術により、天然のものと大きく違う品質の魚が作られる場合もあることから、漁業分野については天 	<p>○ ご指摘を踏まえ、既存統計で天然のものと栽培（養殖）されたものが区分されている農林水産物については、区分して生産物分類を設定することとする。</p>

	<p>然と養殖は分けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 魚介類に関しては、SNA の環境に関するサテライト勘定では天然と養殖で環境負荷に違いがあると考えられ、また、養殖のシェアも大きいことから、天然と養殖で分けた方がよい。 → 魚介類に関しては、品質の違いや環境サテライト勘定などにおける利用目的などに照らして、天然と養殖で別の項目を設定する方向とする。また、この考え方を踏まえれば、きのこについても同様に天然と栽培を区分する方向で再検討する必要がある。この方向性で、原案を作り直し、全体のバランスに鑑みて必要に応じて調整するということとしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ きのこについては、統合分類レベルで「きのこ類 (栽培)」と「きのこ類 (天然)」を区分し、産出される主たる産業に合わせて、「きのこ類 (栽培)」は農業、「きのこ類 (天然)」は林業の生産物として設定した。 ○ きのこ以外の農業・林業の両方から産出される生産物については、林業の生産物として、詳細分類「野生鳥獣」、「樹実」、「山菜」、「薬草」を設定し、栽培 (飼育) される農業の生産物と区分することとする。 ○ また、水産物については、原案では詳細分類で天然と養殖を区分していたが、①養殖されない魚種が多い一方で、「かき類」など養殖のみに設定されている魚種もあること、②統合分類レベルで区分した方が、生産物分類の利用者に見やすく、分かりやすい構造となると考えられることから、「天然の魚類」、「養殖の魚類」のように統合分類で天然と養殖を区分することとする。
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物と農産物加工品の境界について ● 農産物と農産物加工品のボーダー上にある生産物に関しては統計の調査実施者やユーザーに伝わるように留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業分野の生産物のうち他の生産物と紛らわしい物については、生産物の内容例示に記載することで、含まれるのか含まれないのかを明確にすることとする。 ・すっぽん (養殖) <ul style="list-style-type: none"> ○例示:「他に分類されないその他の養殖水産物 (活・生鮮・冷蔵)」 ×例示:「他に分類されないその他の動物及び畜産物 (食用)」 ・いくら、すじこ (塩蔵) <ul style="list-style-type: none"> ○例示:「塩干・塩蔵品」 ×例示:「天然のさけ・ます類 (活・生鮮・冷蔵)」、 「養殖のさけ・ます類 (活・生鮮・冷蔵)」
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米の詳細分類の区分について ● NAPCS では「リュウゼツラン」の品目を設定し、CPA では「テーブルグレイプ」と醸造用となる「その他のブドウ」を区分するなど酒の原料となる植物を区分している。そのため酒造用米も詳細分類の「その他の米」から独立させて区分すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産農業所得統計においては、米は一品目であるが、補助金事務に関連して、用途別の米の生産数量が把握されており、JA 等の把握している用途別銘柄別の単価情報を利用すれば、用途別の産出額の推計は可能と考えられる。また、農産物検査法 (昭和 26 年法律第 144 号) による農産物検査の結果から酒造好適米の銘柄別の生産量を概ね把握できると考えられる。 このため、詳細分類「主食用米 (酒造好適米を除く)」、「酒造好適米」、「飼料用米」、「加工用・米粉用米」、「輸出用米」、「その他の米」を設定する。
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農作物の食用と非食用の区分 ● NAPCS は農産物を食用と非食用に区分しているように、生産物分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ、工芸農作物について食用と非食用を統合分類レベルで区分することとし、主に食品の原料となる工芸農作物は統合分類

	<p>類においても同様に区分すべきではないか。</p> <p>→ 原案でも、綿花、サイレージ用作物、種苗などの非食用の生産物は食用と区分しているが、さらに区分できるものがあるか区分可能性を確認する。</p>	<p>「工芸農作物（食用）」に含め、主に食品以外の製品の原料となる工芸農作物は、統合分類「工芸農作物（非食用）」に含めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合分類「工芸農作物（食用）」 <ul style="list-style-type: none"> 詳細分類「さとうきび」、「てんさい」、「こんにゃくいも」、「茶(生葉)」、「菜種」、「ホップ」、「ごま」、「からし菜の種」、「綿実」、「サフラワー（紅花）の種」、「亜麻の種」、「ひまわりの種」、「こしょう」、「コーヒー豆（炒ってないもの）」、「カカオ豆」、「その他の工芸農作物（食用）」 ・統合分類「工芸農作物（非食用）」 <ul style="list-style-type: none"> 詳細分類「葉たばこ」、「い草」、「薬用にんじん」、「みつまた」、「しちとうい」、「綿花」、「ひま(トウゴマ)の種」、「天然ゴム」、「その他の工芸農作物（非食用）」 <p>○ また、その他の農作物についても、生産農業所得統計や産業連関表における推計対象品目を踏まえ、用途の異なるものは統合分類で設定することとし、新たに統合分類「種苗（球根、林業用種苗を除く）」、「牧草・サイレージ用作物」、「花木（成木）」、「その他の農産物」に区分した。</p>
6	<p>○ 果実的野菜について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メロン、すいか、いちごを野菜とする扱いは野菜と果樹という生産技術の違いに着目したものだが、用途で考えれば果実とするべきではないか。 ● 統計調査において野菜・果物どちらにも含める場合にも対応できるように「果実的野菜」という統合分類を設定すべきではないか。 <p>→ ユーザーが統計の目的に応じてどちらにも利用可能な分類が望ましい。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、「メロン」、「すいか」及び「いちご」について野菜又は果実に組み替えて集計ができるように、統合分類「果実的野菜」を設定する。なお、統合分類「果菜類」の名称は「果菜類（果実的野菜を除く）」に修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合分類「果実的野菜」 <ul style="list-style-type: none"> 詳細分類「メロン」、「すいか」、「いちご」
7	<p>○ 農業サービスの詳細分類の区分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業連関表では、農業サービスを細かく分けた方がその産出先が特定できるため推計上詳細に区分されていた方がよいのではないか。 <p>→ 例えば、土地改良区と共同利用施設でサービスを購入する事業者が異なるのであれば、区分する意味はある。産業連関表の推計上区分する必要があるか否かについて再度確認してほしい。</p>	<p>○ 産業連関表の農業サービスの細品目（10 桁品目）については、関連統計や業界資料などから生産額が推計され、需要の実態を踏まえ、品目ごとに産出先が異なるため、産業連関表の品目を踏まえて原案を修正した。</p> <p>なお、産業連関表の細品目には、「稲作共同育苗事業」及び「ふ卵業」があるが、これらについては、産業連関表における生産額の推計では、育苗及びふ卵の請負サービスではなく、苗及び初生ひなの出荷額とし</p>

	<p>(原案) 統合分類「農業サービス」 詳細分類「稲作・畑作・果樹作等農業サービス」、「畜産サービス」、 「その他の農業サービス」</p>	<p>て推計されており、財として設定した「その他の農作物の種苗」及び「ひな」と重複すると考えられる。</p> <p>また、農林水産省や関係団体へのヒアリングでは、「稲作共同育苗事業」及び「ふ卵業」が請負サービスとして実施されることは、現状、ほとんど無いとのことであったため、これらについては、詳細分類としては設定せず、「その他の農業サービス」に含めることとする。</p> <p>(修正案) 統合分類「農業サービス」 詳細分類「共同乾燥施設サービス」、「土地改良区サービス」、「航空防除サービス」、「青果物共同選果場サービス」、「種付サービス」、「その他の農業サービス」</p>
8	<p>○ ジビエとして利用される狩猟された動物の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CPA では「畜産物」ではなく「動物」という用語が用いられており、「動物」という用語で定義すれば、山で狩猟されジビエとして利用されるイノシシやシカも含めることができる。一方で、産業分類では、畜産物は農業であり、狩猟されたものは林業となるが、原案は産業分類の考え方に引きずられ過ぎているような印象を受ける。 → 原案における「他に分類されないその他の動物及び畜産物」には狩猟されたイノシシやシカもすべて入るようだが、ジビエを区分するとした場合、原案において食用と非食用が未区分であるのは問題とも言える。一方で、ジビエ用とそれ以外を区分することが可能かという問題もあるので、区分可能性を確認した上で検討することとする。 	<p>○ ご指摘を踏まえ、畜産分野の生産物のバスケット項目を、統合分類レベルで食用と非食用に区分することとし、統合分類「その他の動物及び畜産物（食用）」及び「その他の動物及び畜産物（非食用）」を設定する。</p> <p>ただし、食用と非食用の両方の用途がある「馬」については、統合分類として設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合分類「馬」 詳細分類「軽種馬」、「馬（軽種馬を除く）」 ・統合分類「その他の動物及び畜産物（食用）」 詳細分類「はちみつ（未加工）」、「肉めん羊」、「肉やぎ」、「あひる」、「かも類」、「他に分類されないその他の動物及び畜産物（食用）」 ・統合分類「その他の動物及び畜産物（非食用）」 詳細分類「ひな」、「種卵」、「上繭」、「鶏糞」、「羊毛（すいたもの、とかしたものを除く）」、「繊維毛（すいたもの、とかしたものを除く）」、「羽毛・羽毛皮」、「他に分類されないその他の動物及び畜産物（非食用）」 <p>○ ジビエについては、林業産出額統計において「野生鳥獣」が推計されていることから、林業の生産物として設定することとする。なお、イノシシ・シカなどの狩猟された野生鳥獣の利用について調査している「野生鳥獣資源利用実態調査」の平成29年度の結果では、ジビエの利用量は食肉1,519t、ペットフード373tとなっているが、解体前の野生鳥獣</p>

		<p>を用途により区分した統計はないので、食用・非食用は区分しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合分類「野生鳥獣」 詳細分類「野生鳥獣」
9	<p>○ 水産物の分類名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漁業の項目名で、「生きている、生鮮又は冷蔵」という記載があるが、「生きている」という書き方に違和感があるため、ほかの適切な表現がないか検討が必要かと思われる。 	<p>○ 水産物の貿易関係の資料において「生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの」を「活・生鮮・冷蔵」と簡略化した表現が散見されることから、水産物の項目名について「活・生鮮・冷蔵」との表現を用いることとする。</p>

2 研究会後に新たに得られた情報

	研究会後に新たに得られた情報	対処方針（案）
10	<p>○ ペットについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業界団体等にヒアリングしたところ、ペットと展示用動物を区分する明確な基準があるとの情報は得られなかった。 	<p>○ 左記ヒアリング結果を踏まえ、ペットと展示動物は区分できないと考えられることから、詳細分類「ペット」は削除し、統合分類「その他の動物及び畜産物（非食用）」の詳細分類「他に分類されないその他の動物及び畜産物（非食用）」の内容例示に「愛玩用動物・鳥類」を記載することとする。</p>
11	<p>○ 園芸サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業界団体へのヒアリングを行ったところ、造園工事と庭園等の維持管理（園芸サービス）の売上を区分でき、園芸サービスの売上を販売先により、「一般消費者向け」、「事業者向け」及び「官公庁向け」に区分できるとのことであった。 <p>（原案） 統合分類「園芸サービス」 詳細分類「一般消費者向け園芸サービス」、「事業者向け園芸サービス」</p>	<p>○ 左記ヒアリング結果を踏まえ、統合分類「園芸サービス」に詳細分類「官公庁向け園芸サービス」を追加する。</p> <p>（修正案） 統合分類「園芸サービス」 詳細分類「一般消費者向け園芸サービス」、「事業者向け園芸サービス（官公庁向けを除く）」、「官公庁向け園芸サービス」</p>
12	<p>○ 非食用の魚介類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産省より、以下の情報が得られた。 <ol style="list-style-type: none"> ①漁業産出額の「その他の水産動物類」に含まれるさんご、ゴカイなどの非食用水産物は食用水産物と区分できない。 ②「海産ほ乳類」には食用以外に展示用のものも含まれている。 	<p>○ 原案では、食用の水産物と非食用の水産物を明示的に区分していたが、左記の情報を含め、漁業産出額統計において設定されている品目分類は必ずしも食用に限定したものではないため、分類名称には「食用」と明記することは行わないこととする。</p> <p>なお、漁業産出額統計や産業連関表の推計品目で非食用であることが特定できる「種苗用の魚介類」、「真珠」及び「観賞魚」については、それぞれ統合分類で設定することとする。</p>

	研究会後に新たに得られた情報	対処方針（案）
	<p>(原案)</p> <p>統合分類「非食用の魚介類」、「食用の魚類（生きている、生鮮又は冷蔵）」、「食用の甲殻類（生きている、生鮮又は冷蔵）」、「食用の軟体動物（生きている、生鮮又は冷蔵）」、「その他の食用水産動物類（生きている、生鮮又は冷蔵）」、「食用の海藻類（生鮮又は冷蔵）」、「真珠」</p>	<p>(修正案)</p> <p>統合分類「種苗用の魚介類」、「真珠」、「観賞魚」、「天然の魚類（活・生鮮・冷蔵）」、「養殖の魚類（活・生鮮・冷蔵）」、「天然のえび・かに類（活・生鮮・冷蔵）」、「養殖のえび類（活・生鮮・冷蔵）」、「天然の貝類（活・生鮮・冷蔵）」、「養殖の貝類（活・生鮮・冷蔵）」、「天然のいか・たこ類（活・生鮮・冷蔵）」、「天然の海藻類（生鮮・冷蔵）」、「養殖の海藻類（生鮮・冷蔵）」、「その他の天然の水産物（活・生鮮・冷蔵）」、「その他の養殖の水産物（活・生鮮・冷蔵）」</p>